

日本銀行の「成長基盤貸出制度」に関する改善提案¹

—「ウェブ上の民主主義」
による対象業種選択—

明治大学 折谷吉治研究会 金融分科会

薄田光平 浅川栄太 岩田陽平

甲斐安由美 西村匡史 本多徳松

2010年12月

¹本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、折谷教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

日本銀行の「成長基盤貸出制度」に 関する改善提案

— 「ウェブ上の民主主義」
による対象業種選択 —

2010年12月

要約

日本経済は、1990年代以降、低迷を続けており、特に2008年のリーマンショックを契機に消費者物価の下落などデフレ的様相を示している。最近になって、若干の回復の兆しもみられるとはいえ、未だにデフレからの脱却への展望が得られず、日本経済の先行きは不透明なままである。

日本銀行は、このようなデフレ状態からの脱却には、日本経済の長期的な成長路線への復帰が不可避であるとして、本年5月、「成長基盤貸出制度」と呼ばれる新しい貸出制度を打ち出した。この貸出制度は、日本銀行が将来の日本経済の成長に役立つと判断した18分野の業種企業に対して、日本銀行が金融機関を通じて低利の政策金利で、成長資金を貸し出す制度である。貸出金の総枠は3兆円で、金融機関1行当たりの貸出上限は1500億円となっている。この制度の狙いは日本経済がデフレから脱却し持続的な成長を実現するだけでなく、金融機関が成長基盤強化に向けた取組を進める上での「呼び水」となると考えられる。

今回の制度は、様々な波及効果をもつものと思われる。この波及効果について我々は「心理的波及効果」、「マクロ経済学的波及効果」に分けて貸出制度の有用性を検討する。心理的波及効果には貸出制度が発表されて以降、政府が従来以上に経済成長を重視するスタンスを取り始めていることがあげられる。また日本銀行からの「お墨付き」を得たいとの観点から、民間企業の制度貸出に対する需要が考えられ、民間企業の中に成長分野への投資を増加させようとの心理的波及効果をもたらすことが期待される。また企業の新たな投資は、投資額の乗数倍のマクロ経済的波及効果をもたらすことが、ケインズによって明らかにされている。

しかし、こうした貸出を日本銀行が行うことは、極めて異例のことであり、賛否両サイドからの激しい議論が巻き起こっている。反対論として、市場を動かすほどの大きな力を持ち、貨幣価値の安定の責任を持つ日本銀行は、「中立性」を守るべきであり、特定産業を支援するなど、市場に介入するようなことはすべきではないとの観点からの批判がある。また日本銀行は日銀法において中央銀行としての「独立性」を法制度として明確に示されている。この独立性の明示により、国民生活や国民経済に大きな影響力を与える金融政策を行う中央銀行が、国民から信任を得ることが重要となる。そして信頼を得るためにも政策の「透明性」を高めることがますます重要である。今回の貸出制度では具体的な融資対象の選別は民間金融機関に任されているが、融資対象となる18業種の選択基準が明確に示されておらず、そのため実際にある企業に貸し出すかどうかの判断について、日本銀行の裁量が大きく影響する可能性があると考えられる。事実、将来性ある企業をどのようにして定義して、どのように判断するのか、明確な基準が示されておらず透明性を欠いている。

我々は、日本経済の現状や過去の日本銀行による同様の貸出制度の経験に照らしてみると、日本銀行がこのような異例の政策を打ち出すことはやむを得ないと判断するものの、対象業種の選択方法について、国民的合意形成がなされておらず、合意形成プロセスに問題があると考え、その改善策を提案したい。

具体的には、ウェブ上に開設されたページにおいて国民の意見を問い、民意を反映した業種選択を行うものである。しかし国民の意見をただインターネット上で問うのみでは責任感の問題といった諸問題が生じるため、この問題を解決するためにも心理学的観点等からの諸対応策とITを融合したモデルを提案したい。

目次

はじめに

第 1 章 新貸出制度の概要と目的

- 第 1 節 新貸出制度の概要
- 第 2 節 新貸出制度の狙い
- 第 3 項 金融機関における取り組み
 - 第 1 項 対象金融機関数
 - 第 2 項 「取り組み方針」における投融資プログラム
 - 第 3 項 個別投融資の実績

第 2 章 背景にある日本経済の状況

- 第 1 節 日本経済が直面する問題
 - 第 1 項 デフレの持続
 - 第 2 項 趨勢的な成長率の低下
- 第 2 節 金融政策の限界
 - 第 1 項 日本銀行の金融政策
 - 第 2 項 成長率引き上げに向けた取り組み

第 3 章 制度金融に関する日本銀行の経験

- 第 1 節 戦前における生糸産業向け制度金融の経験
- 第 2 節 戦後における制度金融の経験
 - 第 1 項 スタンプ手形制度
 - 第 2 項 貿易手形制度

第 4 章 新貸出制度の対する反対論

- 第 1 節 原則論からの批判
 - 第 1 項 領空侵犯との批判
 - 第 2 項 中立性の観点からの批判
 - 第 3 項 対象業種決定に関する透明性の観点からの批判
- 第 2 節 実効性の観点からの批判
 - 第 1 項 効果不足との批判
 - 第 2 項 制度の規模に関する批判
 - 第 3 項 金融緩和政策の主張

第 5 章 新貸出制度への賛成論

- 第 1 節 新貸出制度実施において
- 第 2 節 新貸出制度による心理的波及効果
- 第 3 節 マクロ経済学的波及効果
- 第 4 節 新貸出制度に対する我々の判断

第6章 改善提案

第1節 提案の内容

- 第1項 提案の概要
- 第2項 フィルターについて
- 第3項 試験について
- 第4項 アンケートについて
- 第5項 インセンティブについて
- 第6項 投票について

第2節 課題

- 第1項 デジタルディバイド問題
- 第2項 セキュリティ問題

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

日本経済は、1990年代以降、低迷を続けており、特に2008年のリーマンショックを契機に消費者物価の下落などデフレ的様相を示している。最近になって、若干の回復の兆しもみられるとはいえ、未だにデフレからの脱却への展望が得られず、日本経済の先行きは不透明なままである。

日本銀行は、このようなデフレ状態からの脱却には、日本経済の長期的な成長路線への復帰が不可避であるとして、本年5月、「成長基盤貸出制度」と呼ばれる新しい貸出制度を打ち出した。この貸出制度は、日本銀行が将来の日本経済の成長に役立つと判断した18分野の業種企業に対して、日本銀行が金融機関を通じて低利の政策金利で、成長資金を貸し出す制度である。貸出金の総枠は3兆円で、金融機関1行当たりの貸出上限は1500億円となっている。

しかし、こうした貸出を日本銀行が行うことは、極めて異例のことであり、賛否両サイドからの激しい議論が巻き起こっている。反対論としては、そもそも、このような特定業種に向けて貸出を行うことは、中央銀行の中立性に反するとの意見から、18業種の選択を日本銀行の独自の判断によることに対する批判まで、様々なものがある。我々は、日本経済の現状や過去の日本銀行による同様の貸出制度の経験に照らしてみると、日本銀行がこのような異例の政策を打ち出すことはやむを得ないと判断するものの、対象業種の選択方法について、国民的合意形成がなされず、合意形成プロセスに問題があると考え、その改善策を提案したい。

以下では、第1章で新貸出制度の概要と目的、第2章で背景にある日本経済の状況を述べた後、第3章で制度金融に関する日本銀行の経験に触れる。その後、第4章と第5章でそれぞれ反対論と賛成論をあげ、問題点と我々の判断を明らかにしたあと、第6章で成長基盤制度の改善提案を述べる。

第1章 新貸出制度の概要と目的

日本銀行は、わが国の成長基盤強化に向けた民間金融機関の自主的な取り組みを金融面から支援するため、本年6月の政策委員会・金融政策決定会合において、「成長基盤強化を支援するための資金供給（以下、「新貸出制度」と呼ぶ）」を導入することを決定した。以下では、その概要と民間金融機関の取り組み状況について述べる。

第1節 新貸出制度の概要

この貸出制度は、それぞれの金融機関の成長基盤強化に向けた融資・投資の実績額の範囲内で、次の条件による長期かつ低利の資金を金融機関に対して供給するものである。

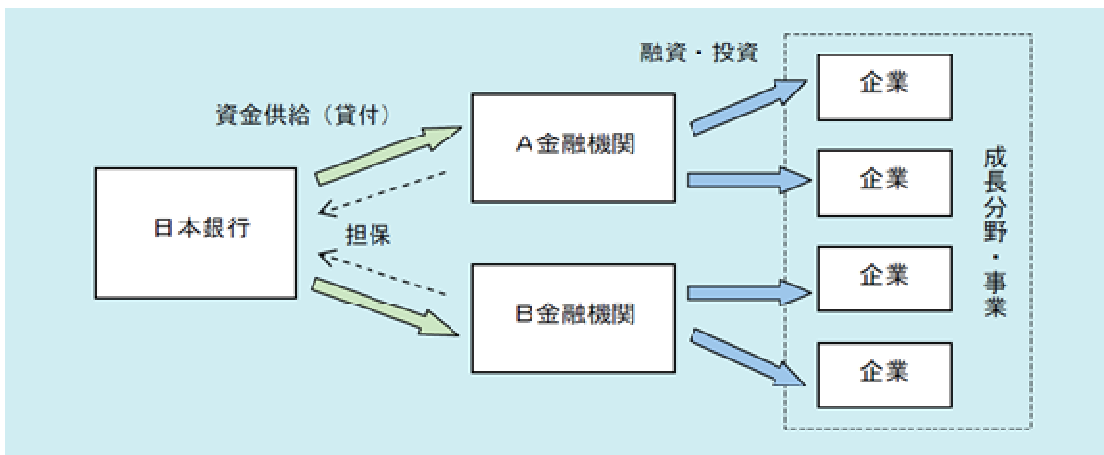


図 1-1 資金供給の概要 出典：日本銀行

- ①貸付対象先：地域金融機関を含む多数の金融機関
- ②貸付期間：最長4年（原則1年、3回まで借換可能）
- ③貸付利率：貸付時の政策金利（現在は0.1%）
- ④貸付総額：残高上限3兆円（対象先ごとの上限：1,500億円）
- ⑤受付期限：2012年3月末

また、日本銀行は貸付金の資金用途について「研究開発」、「起業」などを例示するとともに、借入企業の業種についても「環境・エネルギー事業」、「資源確保・開発事業」など18例を示した。この例示は、一般に「日本銀行による18業種の指定」と呼ばれており、この論文で我々が問題として議論するものである。

第2節 新貸出制度の狙い

現在、日本銀行は、2011年度までの経済・物価見通しを公表している¹。そこでは中心見通しとして、景気は引き続き回復傾向を辿り消費者物価の前年比も、マクロ的な需給バランスが徐々に改善することなどから、下落幅を縮小させていく姿を展望している。このように日本においてデフレ傾向が強いことについては、いくつかの理由が考えられるが最も根本的な要因は、長期に亘り需給ギャップが解消されない状態が続いていることだが、このことはあとで詳しく述べる。日本のように趨勢的な成長率の低下が物価の下落圧力になっている場合、短期的な景気変動に対応するための施策だけで物価動向を反転させることは難しく、成長率低下というトレンドを逆転させ人々が、将来の成長を実感できる経済にしていくための抜本的対応の必要性が存在する。なお、経済の成長率を高めるためには労働人口の増加や経済全体の生産性向上が不可欠だが、通常の金融緩和策によってこれに直接働きかけるのは困難である。

以上のような問題意識の下、日本銀行では物価安定のもとでの持続的成長を実現する観点を踏まえつつ、日本経済の成長力向上に貢献し得る途がないかどうか検討してきた。その結果として、今回、「成長基盤強化を支援するための資金供給」の導入決定に至ったのである。

このように、日本銀行は、民間金融機関の役割をそのまま代替することはできないが、中央銀行の資金供給機能を通じて、金融機関の行動に働きかけることはできるとしている。日本銀行としては、今回の措置がきっかけとなり、成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みが一層活発化することを期待している。また、日本銀行は、新貸出制度の狙いについて、総裁記者会見などにおいて述べているが、その要点は次の通りである。

- ①日本経済がデフレから脱却し、持続的な成長を実現すること。
- ②金融機関が成長基盤強化に向けた取組を進める上での「呼び水」となること。
- ③金融機関が自らの判断で行う取組を後押しすること。

さらに、日本銀行は、新貸出制度を実行するに当たって、次の点に留意することを明言している。

- ①日本銀行自身が個別の企業や業種への資金配分に直接関与しないこと。
- ②資金供給の規模や期間の点で、金利政策や金融調節の円滑な遂行に支障を来さないこと。

なお、日本銀行は、日本銀行法で定められた金融政策の理念である「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」に、日本経済が置かれた現在の状況を踏まえると、今回の措置はこうした理念と合致するとしている²。

第3節 民間金融機関における取り組み

今までは新貸出制度の概要を述べてきたが、ここではそれに伴う民間金融機関の取り組みについて見ていく。新貸出制度には、金融機関が自らの判断で行う多種多様な取り組みをできるだけ幅広く後押しするため、極力柔軟で、使い勝手の良い仕組みになるような配慮が窺え

¹ 日本銀行「経済・物価情勢の展望(2010年4月)」参照。

² 日銀レビューより(2010年9月)

る。例えば、金融機関には、本資金供給を受ける前提として、成長基盤強化に資する投融資に取り組むことを求められている。その対象については、政府の「新成長戦略」や各種経済団体の提言等を参考に、わが国の成長分野とみられるものを、可能な限り幅広く例示（18 分野）されている。金融機関が資金供給を受けようとする場合には、「対象先」としての選定を受けた後日本銀行に対し、「成長基盤強化に向けた取り組み方針」（以下「取り組み方針」）や個別の投融資実績を提出し確認を受ける必要がある。以下ではこれまでに提出・確認された事項を集計する形で、成長基盤強化に向けた金融機関の取り組み状況を紹介するが、基本的には、多くの金融機関の積極的な参加を得て、この資金供給は順調に滑り出している。

第1項 対象金融機関数

図 1-1 のように、第 1 回目の資金供給に向けて「対象先」として選定された金融機関は 66 先に上り、業態面でも地域面でも幅広い先が選定されている。その後も随時申請を受け付けており 8 月末現在、対象先は合計 91 先となっている。第 2 回目の資金供給に向けて対象先は更に増加するものと思われる。

	第 1 回選定分 ¹	随時選定分 ²
大手行（12行）	12	—
地方銀行	33	11
第二地方銀行	8	10
信用金庫	6	3
その他	7	1
合計	66	25

(注) 1. 第 1 回目の資金供給に向けた第 1 回公募手続（6 月 22 日締切）により「対象先」に選定された先。
 2. 6 月 23 日以降実施している随時選定手続により、8 月末までに追加的に「対象先」となった先

図 1-2 業態別対象先数 出典:日本銀行

第2項 「取り組み方針」における投融資プログラム

第 1 項の対象先 66 先のうち第 1 回目の資金供給に先立ち日本銀行に「取り組み方針」を提出し、日本銀行の確認を受けた金融機関は 56 先である。通常、こうした「取り組み方針」には 1 ないし複数の投融資プログラムが盛り込まれている。図 1-3 をみると「医療・介護・健康関連」、「環境・エネルギー」、「高齢者向け」などの事業を対象とするプログラムが上位に並んでいる。尚、「取り組み方針」の一環として本資金供給の実施を機に、新たに専用ファンドや投融資 制度を創設した金融機関も少なくない。その中には日本銀行が例示した 18 の成長分野全てを投融資の対象とするファンドを、設定した先がある一方特定の分野を対象としたファンドを設定先している先もある。また地域金融機関では 18 の成長分野には含まれない、地場主要産業を対象としたファンドを設定している先もある。

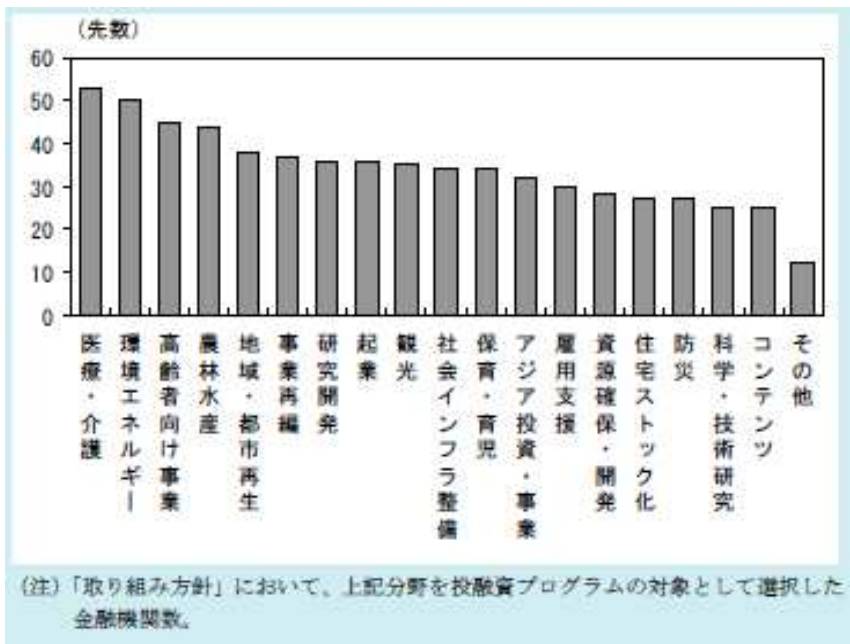


図 1-3 取り組み方針における投融資対象分野 出典:日本銀行

第3項 個別投融資の実績

第 1 回目の資金供給を受けるためには上記の「取り組み方針」の下、本年 4~6 月において、新規に投融資を行った実績が必要となる。「取り組み方針」を提出した先のうち、第 1 回目の資金供給を希望し個別投融資の実績を提出した数は 47 先である。これらの実績を合計すると投融資件数は 1,342 件、投融資の総額は 4,788 億であった。投融資 1 件当たりの平均金額は 3.6 億円、投融資の平均期間は 8.2 年であった。金額および期間の分布は以下のとおりである。また、投融資の対象分野別金額をみると、「環境・エネルギー」(1,124 億円)と「その他」(975 億円、金融機関が上記 18 分野に該当しないと判断したもの)が特に多く、これに「社会インフラ整備・高度化」や「医療・介護・健康関連」が続いている。

第2章 背景にある日本経済の状況

上記のような狙いをもって日本銀行は、新貸出制度を打ち出した訳であるが、以下では、その背景ある日本経済の現状について述べる。

第1節 日本経済が直面する問題

世界経済は、一昨年9月のリーマン・ブラザーズ破綻以降、急激かつ大幅に落ち込んだ。この景気後退の過程は2つの要因に分けて整理できる。第一の要因としては、リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに発生した金融危機による、パニック的な経済・金融活動の収縮が挙げられる。これは経済に対して急性症状的な影響をもたらすものであった。第2の要因としては、より根源的な要因ではあるが、2000年代半ばにかけて米欧を中心に世界的に蓄積された様々な過剰の巻き戻しを挙げられる。これは、家計の過剰債務、企業の過大な生産能力、金融機関の不良債権などの過剰を処理するプロセス、つまり、バランスシートを修復し、調整するプロセスである。この修復や調整が行われている間は、各経済主体の支出活動が抑制されることになる。その結果、経済に対して長期間にわたり圧力がかかり続け、経済全体が不景気になってしまう。

これらの要因により世界経済の景気が落ち込んだことに関連し、日本経済もそれ以前からの景気の停滞に加え、さらなる景気後退を経験することになってしまっている。このように日本経済は景気後退の真ただ中にあるのだが、その中でも日本経済が現在直面し、解決に苦戦しているデフレの持続と成長率の低下を以下で説明していきたい。

第1項 デフレの持続

政府は2009年11月の月例経済報告において、デフレの定義が「物価の持続的な下落」であることを改めて確認したうえで、我が国経済は「物価の動向を総合してみると、緩やかなデフレ状況にある」と判断した。白川(2010)によると、「デフレは需給ギャップの反映」である(わが国の需給ギャップと消費者物価の関係については、[図2-1](#)参照)

また、白川(同)は、「デフレは、日本経済の抱える根源的な問題がいわば集約的に表れた兆候と断言している。物価はしばしば経済の体温に例えられるが、基調的に体温が上がるためには、基礎的な代謝能力、基礎体力を改善することが必要だ。現下の経済に即して言えば、先行きの生産性上昇、潜在成長率上昇の期待が生まれることが必要だが、そのためには実際に生産性上昇が実感できるような経済にしなければならない」と述べている。このようにデフレは多くの問題の最終的な結果起きているものであるといえる。

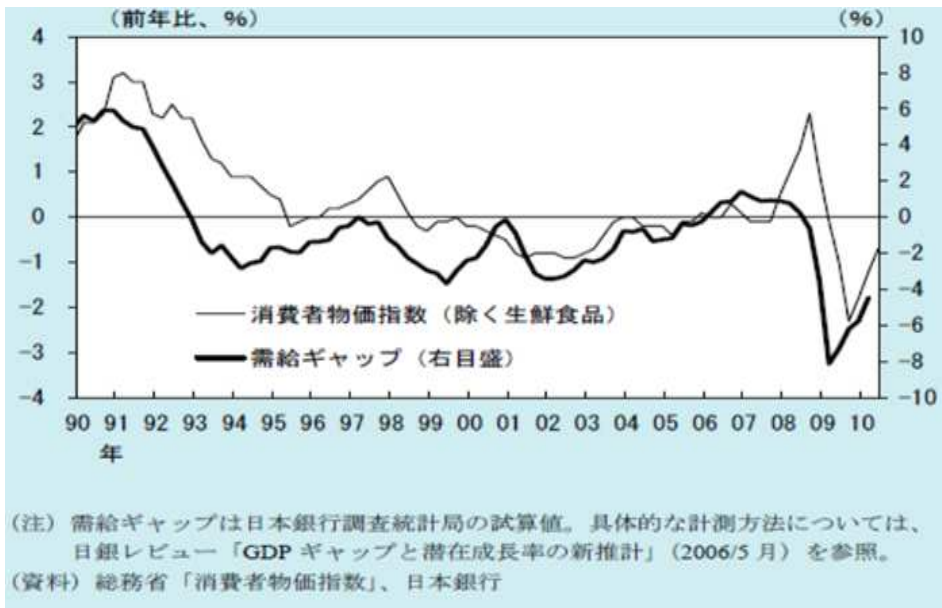
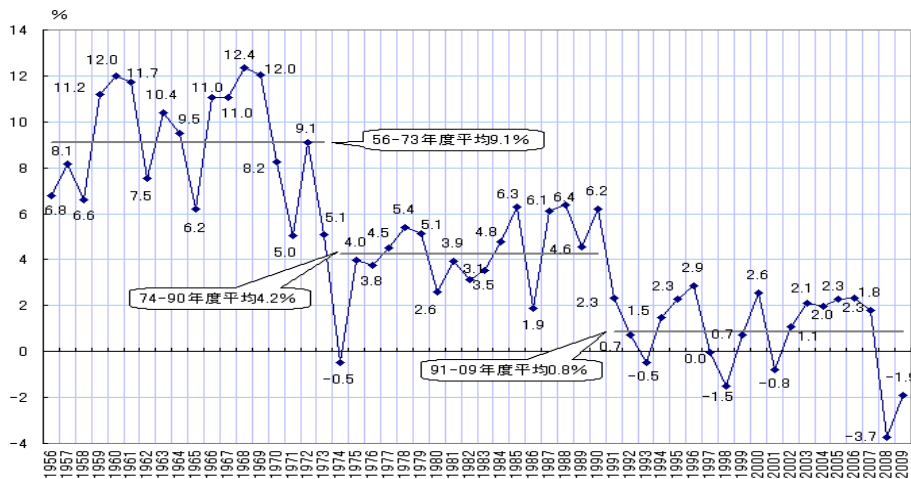


図 2-1 出典:日本銀行

第2項 趨勢的な成長率の低下

現在、日本経済の平均的な成長率は、図 2-2のように、1990年代から現在に至るまでの長期間低い状態が続いている。その結果、将来の成長に対して自信を持ってない状況が国民間で起きている。そうした環境下では、人々は本格的に消費・支出を増やさず、投資も増えない。さらに、潜在成長率も低下し、将来所得への期待が低下し、支出、すなわち需要が抑えられ、結果としてデフレ状態に陥ってしまうのである。このように長期にわたる需要の低迷や、それによって生じる需給ギャップのもとでのデフレという現象も、より根本的にはこのような中長期的な成長期待の弱まりが原因なのである。

経済成長率の推移



(注) 年度ベース。93SNA連鎖方式推計(80年度以前は63SNAベース「平成12年版国民経済計算年報」)。2010年4-6月期 2次速報値 <2010年9月10日公表>。平均は各年度数値の単純平均。
(資料) 内閣府SNAサイト

図 2-2 出典:内閣府

第2節 金融政策の限界

上記のような日本経済が直面する問題に対して、以下では日本銀行はどのような金融政策を採ってきたかをみるとともに、その限界について述べ、成長率引き上げに向けた新たな取組の必要性について述べる。

第1項 日本銀行の金融政策

バブル経済崩壊後、日本経済は成長傾向から一転し、株価が急落し、消費者物価指数が下がっていくデフレ状態に陥っていった。このような状況下、日本銀行は誘導対象とする無担保コール翌日物金利をゼロ%近辺に低下させる「ゼロ金利政策」や「量的緩和政策」などといった金融政策を導入したが、本格的な景気回復には至っていない。とくに、前述したように、2008年9月のリーマンショックによって、日本経済も大きな打撃を負い、政策金利を「0.1%前後」と事実上の「ゼロ金利政策」を採用しているが、デフレからの脱却は実現できていない。また2010年10月にはその政策金利を「0.1%前後」から、「0~0.1%程度」に変更し、さらなる金融緩和も行った。この変更の効果はこれから表れていくかもしれないが、確実に表れるというものではない。このように、日本銀行は日本経済が抱える問題に対して多くの金融政策をとってきた。だが、前述したとおり、本格的な景気回復には至っていないという現状がある。

第2項 成長率引き上げに向けた取り組み

わが国が持続的なデフレを克服していくためには、金融政策には限界があり、中長期的な成長軌道を引き上げ、需給ギャップを解消していくという課題に取り組む必要がある。このことは「中長期的に持続可能な経済成長率」、つまり「潜在成長率」を引き上げていく取り組みのことにほかならない。

そのためには、成長力低下の2つの要因—とくに第2の要因、すなわち労働生産性をどのように引き上げていくかが重要である。図2-3のように、わが国の労働人口や就業者数の伸び率は、この20年間、低下し続けている一方、生産性の伸び率が、2000年以降幾分回復していることがわかる。こうした生産性向上に向けた弛まぬ取り組みは、日本経済の強みのひとつであり、今後の日本の成長の原動力となるものである。

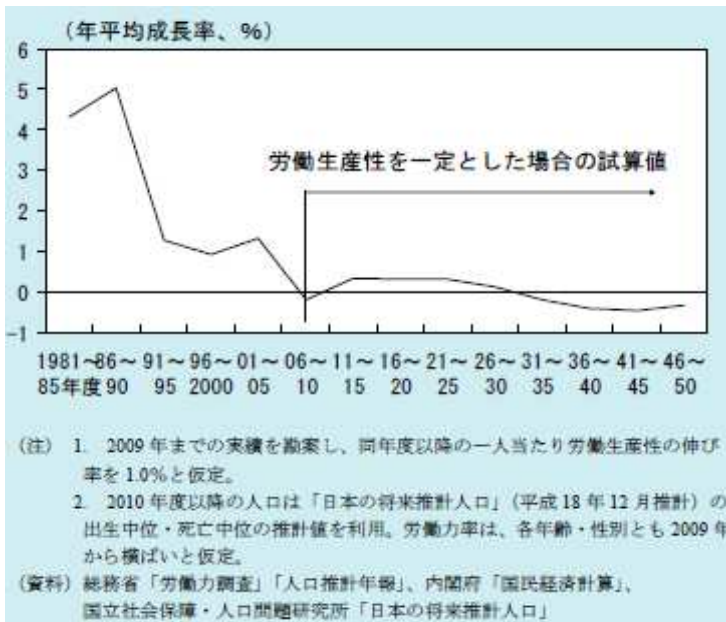


図 2-3 経済成長率の推移(試算) 出典:日本銀行

そして、やはり究極的には経済の主役である民間企業の活動が活発化し、将来に向けての成長期待が高まっていくことが必要である。いつの時代も、経済の道筋を切り開いてきたのは民間企業のイノベーションの発揮であるといえる。だがこのイノベーション、特に新しい需要分野を切り開くようなものは自然発生するものではない。また、特定の企業や個人の努力だけで促進されるものでもない。そこで民間金融機関の果たす役割が重要なのである。具体的には、企業部門にリスク・マネーを提供し、イノベーションへの取り組みを支えることである。経済は生産性の伸びが異なる様々な企業や産業によって構成されている。金融機関はこうした中において、融資対象の将来の収益性や成長力を見極めながら、融資の可否や条件を決めていくという極めて重要な役割を担う。各金融機関にはこうした「目利き」の力を最大限発揮することにより、日本経済の新陳代謝を促し経済成長に貢献していくことを強く期待する。

日本銀行の新貸出制度は、こうした金融機関の役割に注目し、その取り組みを後押しすることを通じて、日本の成長基盤強化に貢献しようとするものである。

第3章 制度金融に関する日本銀行の経験

日本銀行が特定産業を支援する事例は、戦前と戦後においてみられ日本銀行開業当初から1970年代まで行われている。以下は戦前と戦後における三つの制度金融の概要を述べる。

第1節 戦前における生糸産業向け制度金融の経験

1868年、明治政府が誕生した。当時の日本国内には社会経済的条件が十分に備わってはおらず、先進諸国の市場開発圧力に対抗できるよう国内の政治、経済体制を確立させる必要があった。その政策として殖産興業政策があり、生糸産業は殖産興業の代表といえる。明治時代初期から中期、生糸輸出額は全輸出額の約4割を占め、その割合は年代により差はあるものの一貫して維持され続けた。日本銀行は手形取引の奨励によって殖産興業政策を後押しすべく保証品付手形割引を開始した。

「保証品付手形割引」とは、[図3-1](#)のように、市中銀行が割引依頼人から公債証書・地金銀・銀貨貨幣・その他商品あるいは商品預かり証・同預かり証書の保証品を手形割引の保証品として預かり割引くものだ。また市中銀行は手形を日本銀行に再割引してもらうことで資金を得られる。

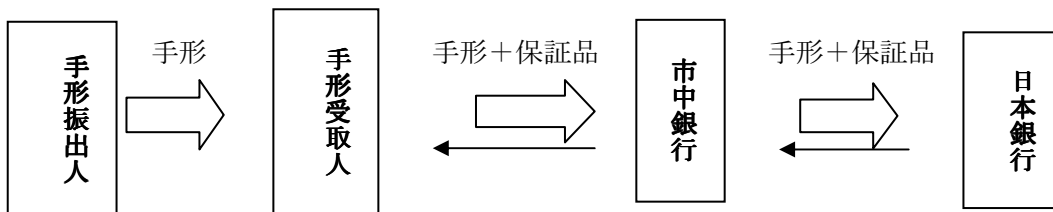


図3-1 保証品付割引制度概要 出典：筆者作成

- 1、資金供給方式
 - ・保証品を担保とし二名以上の裏書をもって割引く
 - ・割引依頼人から手形相当額の保証品を預かる場合は一人分の署名押印とみなして割引を許す
- 2、手形期間 100日以内
- 3、保証品 公債証書、地金銀、金銀貨幣、商品、商品預かり証、商品預かり証書の保管証
- 4、利率 東京本店割引歩合 6.57% 他所割引歩合 7.30%

1890 年以前は公債を保証品とする手形割引の比重が大きかったのだが 1890 年代以降には微々たるものとなり、次第に商品を保証品とする手形割引に比重が置かれた。1890 年代、商品を保証品とする日本銀行東京本店保証品付再割引の内訳をみてみると、生糸、ハンカチーフ、繭、穀類が主要商品として挙げられる。その中でも生糸に対する再割引に比重が置かれており、1890 年 12 月末には商品を保証品とする保証品付再割引額合計の約 9 割を生糸が占めた。生糸に比重を置く傾向は 1890 年代に一貫してみられ、生糸産業のための制度ともいえるだろう。

第2節 戦後における制度金融の経験

太平洋戦争終結後、日本は国富の 25%の被害を被ったとみられている。生産活動は終戦前と比較すると大幅に低下し、昭和 20 年 8 月の鉱工業生産水準は昭和 10 年～12 年平均の 1 割にも満たず、農業生産指数は同 8 年～10 年の 6 割弱にとどまった。生産資材の不足や輸送力の低下、勤労意欲の減退からの物資不足の深刻化、また終戦直後の臨時軍事費の大量散布の背景もあり日本のインフレーションは深刻化していった。

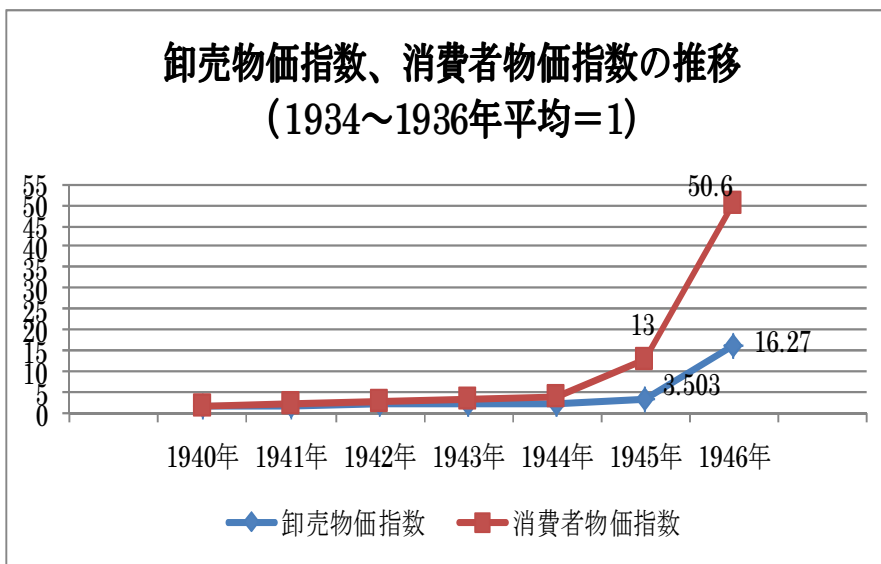


図 3-2 物価関連指標 出典：『日本銀行百年史 資料編』

戦後の日本の通貨膨張、物価の騰貴からみればインフレーションといえるが、その原因は物資不足、前途の不安にあるので単に通貨の収縮によって処理することはできなかった。物資の生産と出回りによってのみ解決できるものであり、遊休生産要素を動員し生産活動を再開させることが求められた。昭和 21 年、当時の日本銀行総裁、一万田総裁はインフレーションを防止しつつも生産増強することを目指し、企業の整備、生産の再開・増強を支持することを政策運営上の柱とすることを示した。その政策の一例として、昭和 21 年 8 月実施のスタンプ手形制度、貿易手形制度の制度があげられる。

第1項 スタンプ手形制度

「スタンプ手形制度」とは、[図 3-3](#)のように、緊要な生産部門の運転資金優遇を行うものである。緊要な生産部門の必要とする運転資金調達のため振り出された手形に対し、市中銀行は決済についての一切の責任を負い、日本銀行本支店および事務所においてスタンプを押捺する。このスタンプ押捺手形（スタンプ手形）については、取引先銀行の請求があればいつでも日本銀行はスタンプ手形を担保として期間 3 か月以内に融通を行う。



図 3-3 スタンプ手形概要 出典：筆者作成

- 1、資金供給方式 スタンプ手形を担保とする貸付
- 2、貸付利率 年利 4.02%
- 3、貸付対象産業
 - ・ 鉱工業関係企業（炭鉱業、肥料製造業、製糸紡績を除く繊維加工業、地方特殊工業）
- 4、貸付資金内容
 - ・ 運送費、倉庫保険料、臨時荷役費、公租公課、賃金などの諸掛費
- 5、金融機関ごとの貸付限度額 一般自由預金増加目標額の 50%

スタンプ手形制度の意義は次のとおりである。第 1 に工業手形¹や商業手形²と違い、この両手形ではカバーしきれなかった賃金・運賃その他諸掛かり・経費等についての資金供給の対象としたことである。第 2 にスタンプ手形所持銀行に対し日本銀行はいつでも手形を担保として期間 3 か月以内に融通に応じるため、手形は市場性を付与される。その流通により市場資金の効率的活用を図り、同時に日本の割引市場育成の基礎にしようとした。第 3 に、スタンプ手形押捺依頼銀行は手形に対し全責任を負うことになり、妥当な生産資金の不足部分を日本銀行が供給する仕組みをつくることのできるものである。

第2項 貿易手形制度

「貿易手形制度」とは、[図 3-4](#)のように、輸出物資製造・集荷資金に要する資金優遇を行うものだ。輸出物資製造業者、貿易庁³の代行機関等⁴が資金を調達できない場合、輸出取扱機関（または輸入代行機関）が振り出した手形で貿易庁確認済みのものは、日本銀行が担保適格手形として融通するものである。

¹ 生産者が製品を生産するための原材料を購入する際、代金決済のために振り出す手形
² 商取引の決済のために振り出される手形
³ 輸出業務の一元的担当機関として商工省におかれた外局
⁴ 商社、貿易組合、各種協会などが輸出取扱機関または輸入代行機関として輸出入業務を総括していた

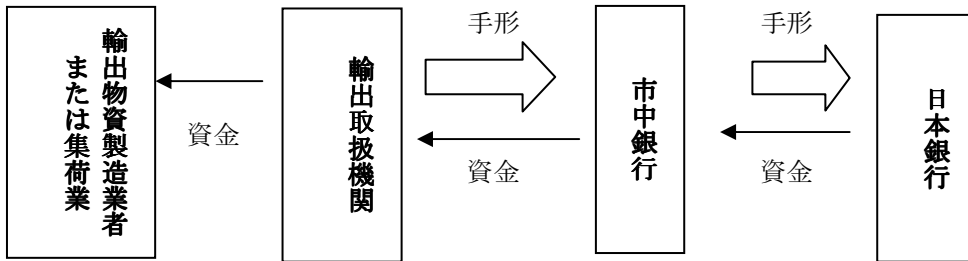


図 3-4 貿易手形概要 出典：筆者作成

- 1、資金供給方式 貿易手形を担保とする貸付。
- 2、貸付利率 年利 4.02%
- 3、貸付対象産業
 - ・ 輸出物資製造業者、集荷業者、輸出取扱機関、輸入代行機関
- 4、貸付資金内容
 - ・ 輸出物資製造業者、集荷業者に対する輸出取扱機関の前貸し資金（貿易手形甲）
 - ・ 輸出取扱機関の輸出物資買上げ集荷資金（貿易手形乙）
 - ・ 輸出取扱機関、輸出入代行機関の運賃・荷造り料・保険料等諸掛かり支払資金（貿易手形丙）。
- 5、手形期間
 - ・ 貿易手形甲 3 か月以内、貿易手形乙 3 か月以内、貿易手形丙 1 か月以内
- 4、金融機関ごとの貸付限度額 一般自由預金増加目標額の 50%

上記貿易手形制度は何度も改正され 26 年間続いた。貿易手形は輸出を円滑にし、輸出増大を支える要素となり国際収支の改善、経済発展に貢献した。

これら制度金融はその時代の日本経済の状況からみて、制度の必要性和意義があり、成長産業の特定が容易であったその当時の状況に適合したものであった。これらの制度金融が行われていた当初と現在とでは日本の経済状況は全く同じといえないが、第 5 章で述べるよう新貸出制度の有用性から制度そのものの存在は有効であると考え。だが、次章で述べるように新貸出制度を戦前、戦後の制度金融のように当てはめるのは困難であると考え、以下では新貸出制度における反対論を述べる。

第4章 新貸出制度に対する反対論

新貸出制度が発表されると同時に、マスコミや政府系金融機関などから批判が提出された。以下では、そうした批判について、原則論からの批判、実効性からの批判、に分けて紹介する。

第1節 原則論からの批判

新貸出制度に対して、以下のような中央銀行のそもそも論からの批判が提出されている。

第1項 領空侵犯との批判

日銀の新貸出制度は、対象分野を絞って資金を供給するという政策金融に近い性格を持つことは事実である。このため、新貸出制度は中央銀行の本来の役割を逸脱しており、「領空侵犯」であるとの批判がなされている。

すなわち、日銀の目的は、物価の安定と金融システムの安定であり、日銀の使命は金融政策であるというのである。これに対して、「政策金融」は特定の政策目標を遂行するために政策金融機関等によって行われる金融であり、国の政策遂行の一環として民間金融を補完することを目的に融資活動を行うものである。

日銀の貸出制度は、特定の使い道に照準を合わせた金融機関の企業向け融資を支援するというものであり、分野を絞って融資する政策金融と類似している。とくに、成長産業の育成を目指して有利な条件により投融資するのは、政策金融を担う日本政策投資銀行という政府系金融機関の仕事であるという批判である。

第2項 中立性の観点からの批判

市場を動かすほどの大きな力を持ち、貨幣価値の安定の責任を持つ日銀は、「中立性」を守るべきであり、特定産業を支援するなど、市場に介入するようなことはすべきではないとの観点からの批判がある。これは、新貸出制度では、18業種に対して低利融資がなされることになり、これらの業種を日銀が特別待遇するということになるからである。

第3項 対象業種決定に関する透明性の観点からの批判

平成 10 年 4 月の日銀法改正において、日銀の中央銀行としての「独立性」を法制度として明確に示すことがなされた。この独立性強化により、国民生活や国民経済に大きな影響力を与える金融政策を行う中央銀行が、国民から信任を得ることがより重要になった。そしてこれにともなって、信頼を得るためにも政策の「透明性」を高めることがますます重要になった。

しかし、新貸出制度では、具体的な融資対象の選別は、民間金融機関に任されているとはいえ、融資対象となる 18 業種の選択基準が明確に示されていない。そのため、実際にある企業に貸し出すかどうかの判断について、日銀の裁量が大きく影響する可能性があるという批判である。事実、将来性ある企業をどのようにして定義して、どのように判断するのか、明確な基準が示されていない。そのため、判断の線引きは、すべて日銀単独により行われ、その過程や内容については「透明性」を欠いた制度となっている。

第2節 実効性からの批判

第1項 効果不足との批判

新貸出制度は、対象となる企業や銀行の状況をあまり考慮できておらず、需要とマッチングしていないため、効果は薄いと批判がある。

まず、企業の資金需要からみると、日銀の「資金需要判断 DI」によると、2010 年 4 月～6 月の 3 ヶ月の企業向け資金需要判断 DI は、2010 年 1 月～3 月の前回調査のマイナス 10 からマイナス 17 へと 7 ポイント悪化している。このような企業からの資金需要の低迷を受けて、銀行は資金運用難で苦勞しており、日銀からの資金供給を必要とするような状況にないとの批判である。

第2項 制度の規模に関する批判

この制度の期間の長さや資金規模が小さすぎるとの批判がある。まず、制度の期間については、前述のように、一企業で 3 回の借り換えを含めて最長で 4 年、制度申し込みは 2012 年 3 月に締め切られる。しかし、成長分野が成長するためには数年間という短期間ではなく、十数年という長期間を見込む必要がある。成長分野を育てていくためには、より息の長い取り組みが不可欠であるとの批判がなされている。

次に、資金規模については、日銀が設定した資金規模は 3 兆円であるが、この貸出総額は中堅の地方銀行の資金量並みの規模に過ぎず、この程度の資金規模で成長分野を盛り上げるのは力不足であるとの批判がある。

第3項 金融緩和政策の主張

新貸出制度などのような特定業種に対する低利融資でなく、量的緩和政策を含む、より一層の金融緩和政策を採るべきとの批判がある。すなわち、日銀は 2006 年に量的緩和政策を廃止してからも、極めて緩和的な金融環境を維持しており、無担保コール翌日物金利を実質的にゼロ水準に維持している。しかし、デフレから脱却できていないため、2001 年から 2006 年にかけて行われた量的緩和政策を再び採用すべきとの意見である。

第5章 新貸出制度への賛成論

前章である第4章では、様々な観点から新貸出制度に対する反対論について述べてきたが第5章では、賛成論として過去の金融政策、心理的波及効果、マクロ経済学的波及効果について述べていきたいと思う。

第1節 新貸出制度実施において

まず当節では、過去において今回の新貸出制度に類似した金融政策は行われていたのかについて検討してみたいと思う。

1つ目に企業金融支援のための臨時貸出制度をあげることができる。1998年に創設されたこの制度は、当時大型金融機関の破たんが相次いでおり、金融機関の貸し渋りが深刻な問題となっていた背景を元に創設された。1998年10月から12月期の金融機関の貸出増加額50%を対象に、日本銀行が金利0.5%の貸し出しによってバックファイナンスを行う制度であって、原則として日本銀行に差し入れる担保の50%以上は民間企業債務を差し入れることが条件とされた。同年11月27日から実施し、1999年4月30日に廃止された。企業金融支援のための臨時貸出制度は、貸し出す期間が一定期間と決まっていたため大きな効果を与えることが出来なかった。

また2つめとして、2008年12月と翌年1月に、企業が発行するCPや社債を買入れることを決定し更に、CPや社債、民間企業向け証書貸付債権などを担保として、その範囲内であれば金額に制限なく、金融機関に低金利で貸付を行う「企業金融支援特別オペ」を実施したのも記憶に新しい類似した政策といえるだろう。こちらは2010年3月に廃止された。企業金融支援特別オペは、マーケットに雇用の拡張といった影響を与えることができたものの政府の追加支援政策がでなかったこともありあまり大きな効果を与えることができなかった。

現在の日本経済は上記の政策当時と同様に、不況と呼ばれる状況に陥っている。企業が行える企業改革として大きく2つの改革が存在する。2000年代初頭から始まった内向きの構造改革は、リストラによる非効率的な部門をつぶしていき、人手を減らし、人件費を削減し同じモノを安く作るというものである。最も非効率的な失業者(非自発的失業者)を生み出してしまいうため良い改革であるとは言えない。一方で外向きの構造改革と呼ばれるのが新たな事業、需要を創出していくようなもの、最近でいえばiphoneといったようなヒット商品やサービスを開発し、生産をシフトさせていくという方法である。こちらは、新たな需要を創出していくことができる。しかし、後者はすぐに効果が出ないという点—開発に費用を投じてすぐに新しい商品サービスを作り出すことは難しい—、そして研究開発や設備投資には多くの費用がかかるためその資金を抽出することが難しいという点を含んでいる。そんな中で今回の新貸出制度は大きな役割を果たすことができると考える。1つ目の点として金融機関が研究開発や設備投資の為に融資を望む企業に新貸出制度の低い金利を背景に融資をより

積極的に行う見込みができる点にある。また 2 つ目に、今回の新貸出制度の対象 18 業種の成長企業であるという点があげられる。今回対象となる業種は、様々な分野におけるが今後の日本社会を見込んだ上で大きな役割を果たすであろう業種が選ばれている。その点で、まさに将来の需要を見据えた商品開発や設備投資へと導いていけるという点がある。3 つ目の点においては第 2 節で説明していきたいと思う。

第2節 新貸出制度による心理的波及効果

本来の新貸出制度の効果として、融資による設備投資や研究開発の実施、またそこからの新たな需要創出を先ほどの節で説明したが、波及効果についても期待することができる。この節では、心理的波及効果について説明していきたい。今回の新貸出制度の対象として日本銀行は成長企業と定めた 18 の業種を発表した。これは、18 業種が中央銀行という国の金融政策を決定する国家銀行から成長企業として選ばれたということの意味する。これにより、多くの人々が 18 の業種へと注目を持つ。そしてまず民間企業となるが、新貸出制度実施により金融機関へと成長企業支援への足掛けを作り今回の新貸出制度とは別に融資を積極的に行うという波及効果が期待できる。事実、新貸出制度実施以降様々な金融機関が成長分野に向けて低利融資枠を設定している。三菱 UFJ 銀行は、2010 年 10 月 12 日 B T M U 成長戦略サポートファンドを設立した。概要は 5000 億円の資金供給規模で 10 月 12 日から 12 月 15 日の期間内に対象一中小から大企業まで幅広く日銀新制度で例示した成長 18 分野で事業展開する企業一に向けて貸し出しを行う。貸出金利を最大 0.2% 優遇し、融資の返済期限を 3—5 年後にして、利用しやすくした。また帯広信用金庫や武蔵野銀行の様に地域活性化を目的に地域の成長企業を支援していく独自ファンドを設立している金融機関も存在している。三菱 UFJ 銀行以外にも、尼崎信金や北日本銀行、関西アーバン銀行、瀬戸信金、大光銀行、東邦銀行、筑邦銀行、北洋銀行、西京銀行、農林中央金庫など様々な銀行が今回の成長基盤貸出制度を受けて独自に成長業種への新たな貸し出しを試みている。このように日本銀行の新貸出制度によって有望な企業が多く存在することに気づき、独自に貸し出しを行う金融機関が増えたことも波及効果といえる。また民間における心理的波及効果について今まで触れてきたが政府の成長戦略への波及効果においても期待することができる。今回の新貸出制度は、日本銀行の物価安定への大きな試みとして国民へと強い印象を与えることができた。政府としても国家予算の中での様々な政策や法律の改定などを行っているが、国民へとその働きかけをアピールする必要がある。そんな中で日本銀行の新貸出制度実施から政府による成長企業に対しての規制緩和や、税制優遇などを行うことも期待できるだろう。事実政府は従来以上に経済成長を重視するスタンスを取り始めている。例えば、緊縮財政下においても、来年度予算では、昨年末に発表した「新成長戦略」を実現するための特別枠を設けることを明らかにしている。

このように第 1 節から説明してきたが新貸出制度実施によって様々な効果を期待することができる。次に第 3 節では、マクロ経済学的波及効果—ケインズの有効需要理論—についてみてみたいと思う。

第3節 マクロ経済学的波及効果

まず節の内容に入る前に、ケインズの有効需要理論について軽く説明する。有効需要とは、実際の貨幣支出に裏付けられた需要のことであり、有効需要理論とは、「需要の大きさに合わせて総供給水準である総生産量(国民所得)が調整される」という理論であり、有効需要とは消費・投資・政府支出・(輸出・輸入)を合計したものである。総供給と総需要(有効需要)は、イコールで結ばれるため、総供給が有効需要(総需要)を上回るとき、モノが売れ余る状況が生まれ消費物価指数が下がる状況が生まれることになる。ここで図 5-1 を見ていただきたい。この図は、1999 年 7 月 26 日日経新聞に掲載された大蔵省により発表された設備投資の前年同期比伸び率であるが、これを見るとわかるように日本経済の動向が投資の動向と一致していることがわかる。投資は、経済の動向に大きく影響を受ける。その為多くの経済専門家は、投資の動きに注目している。

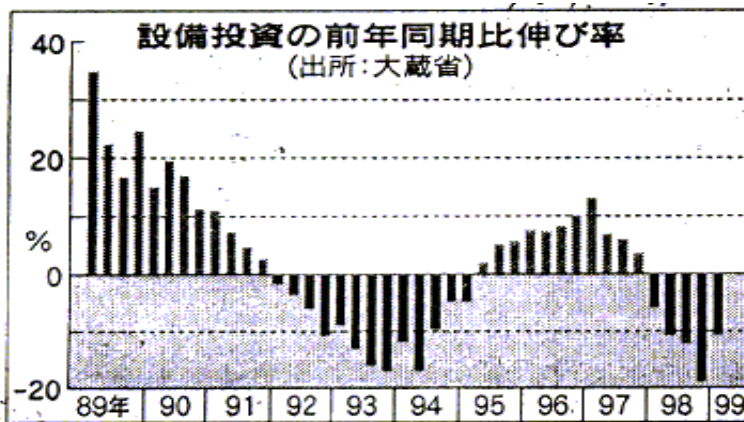


図 5-1 設備投資の前年同期比伸び率 出典：旧大蔵省

次に図 5-2 を見ていただきたい。これは、宮川努氏が内閣府経済社会総合研究所の「国民経済計算」出所し日本の景気循環について表した図である。この図では、景気後退期を黒字に景気回復期を青字で記載している。ここで注目していただきたいのは、民間設備投資変化率(投資)と GDP 成長率の連動性である。例えば、この図でもっとも GDP 成長率が高いのが 1986:3-1991:1 の 5.36%で民間設備投資変化率は、11.99%。逆にもっとも低いのが 2007:4-2009:3 の-3.71%で-12.98%である。投資の減少が GDP 成長率、そして設備投資の減少へと大きな影響を持つことがわかる。

(単位:%)

	GDP成長率	民間家計消費 変化率	民間設備投資 変化率	公的資本形成	純輸出
1980:1-1983:1	2.46	2.84	0.21	-0.53	15.66
1983:1-1985:2	3.61	3.07	8.48	-4.96	17.10
1985:2-1986:4	3.44	3.12	8.47	3.65	-17.18
1986:4-1991:1	5.36	4.42	11.99	3.05	-8.05
1991:1-1993:4	0.32	2.40	-10.38	11.75	4.49
1993:4-1997:1	2.93	2.81	6.24	-1.74	-5.14
1997:1-1999:2	-0.55	-1.02	-2.35	4.02	13.54
1999:2-2000:4	2.81	1.12	12.64	-12.60	13.73
2000:4-2002:1	-2.45	0.71	-10.83	0.03	-5.25
2002:1-2007:4	1.94	1.21	4.01	-7.82	32.51
2007:4-2009:3	-3.71	-0.63	-12.98	-0.57	-24.52

(出所)内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算』
(注1)数値はすべて年率換算(注2)黒字は景気後退期、青字は景気回復期

図 5-2 日本の景気循環 出典：内閣府

図 5-1、5-2 から投資の減少による有効需要不足が経済の動向、そして GDP へと大きな影響力を持つということがわかったが、では有効需要を増やすためにはどのような対策が必要なのだろうか。今回の新貸出制度を行う日本銀行が行える対策について焦点を当てていきたいと思う。

第一の方法として、日本国内の貨幣量を増減させる公開市場操作があげられる。金融機関が保有する国債・手形などを日本銀行が買ったり(買いオペ)、売ったり(売りオペ)することである。貨幣量が増大することによりコール市場の金利を引き下げ、企業への貸出が増え、投資の増加へと導くことができる。この政策は、頻繁に行われている。第二の方法として、支払い準備率の変更がある。これは倒産などいざという時に備えて預金の一定割合(現在は、1.2%)を無利子で日本銀行が金融機関に強制的に預けさせる制度である。支払準備率の操作によって金融機関が貸し出しに回せる金額が増減するため有効な政策であるが、1991 年に変更されて以外変更されていない。第三の方法は、まさに今回の新貸出制度ではないかと私達は考えている。範囲は限定されてしまうが将来期待される 18 業種に低金利で金融機関が資金を融資することを可能にし、企業は融資によって得た資本をもとに投資を行うことによって有効需要内の投資が増えることにつながる。投資の増加によって、投資額の乗数倍のマクロ経済的波及効果をもたらすことは、ケインズによって明らかにされている。ただし問題点として、1960 年代から 70 年代の高度経済成長期などの公共投資に比べて現在では投資による乗数効果が落ちているという見解、そして金利が 1.0%以下であり、経済成長期待が低い現在、投資によって得られる乗数効果は少ないのではないかという見解もある。しかしながら 1.0 の投資が結果としてそれ以上の乗数効果を持つことは期待でき、また投資を行う企業が将来成長を期待できる 18 業種であるという点を見れば、大きな乗数効果を期待できるのではないかと考える。またケインズ経済学で用いられる非自発的失業に関しても新たな設備投資などによる人手不足によってそのような人々が再就職する道筋を作る手助けをすることもできる。

また、将来の物価への物価に対する影響についても言及したい。現在の日本経済は、長い間デフレと呼ばれる状態が続いており、デフレスパイラルにはまっていると言われている。株価の下落などによる成長期待の低さによって、消費が貯蓄に回され、供給が過多となり消費者物価が下がる現象である。政府としても現在のデフレ状況は一刻も対処したい問題である。ここで今回の新貸出制度が効果を発するといえる。有効需要を創出する政策は不況期に有効需要を創出する場合、経済がインフレ体質になるという特徴がある。現在の状況を考えると利であるといえる。

第4節 新貸出制度に対する我々の判断

以上第 3 節までで新貸出制度実施によって期待できる効果について触れてきたが、我々はこれまでの章すべてを考慮した上で、新貸出制度は、実施されるべき政策であると考えている。ただし、今回の新貸出制度の大きな問題点として透明性があげられると考える。日本銀行が、6 月 22 日に発表した新貸出制度では 18 業種が発表されたが、18 業種がどのような基準をもとに選ばれたかなど理由に関しては発表されていない。また中央銀行である日本銀行が 18 業種を決めてしまうという点において我々は、民主主義という観点から疑問を抱いた。我々は、18 業種を決める際に国民的合意形成プロセスの必需性を強く感じたのである。次の章では、私たちの提案について触れていきたいと思う。

第6章 改善提案

これまで述べてきたように、我々は基本的には新貸出制度を適切な政策と判断するが、中央銀行の中立性と透明性の観点からみると大きな問題がある。我々は、成長基盤産業として、例えば 18 業種のような業種を選び出す場合の国民的合意形成プロセスを改善する必要があると考える。以下では、梅田（2006）による「ウェブ上での民主主義」というコンセプトを応用し、IT を活用した国民的合意形成プロセスに基づく、業種選択方法を提案する。

政府は国民から選ばれた代表のため、民主的であり、なおかつ成長分野を見極められる能力を持つ人も多く存在すると考えられるが、しかしそれは日銀の独立性に反するために問題がある。

日銀の独立性とは紙幣が経済的価値を持つ理由はその紙自体に価値があるのではなく紙幣の発行元が持つ「信用」に由来するものである。経済政策の失敗による紙幣増刷などの「信用」の裏付けのない通貨発行は通貨価値を無くし、国民生活に大きなマイナスの影響を与える。政府の介入による金融政策は経済政策の都合上しばしばこういったことが行われ、そういった過去の反省から金融政策は政府から切り離され日銀が独立性を持ち行うことになった。

今回のような業種選択というようなことになると成長するかどうかということよりも政治活動のつながりなどが重視されてしまう可能性が高く、中立性、透明性は確保されないと考えられる。

第1節 提案の内容

第1項 提案の概要

「ウェブ上での民主主義」とは、ウェブ上に存在する情報があまりにも多く、玉石混交であるために、それを選び分けるための手段としてインターネットを活用するという考え方である。すなわち、どの情報が優れているかの判断を、ウェブ上でのリンク数に応じて順位付けを行うのである。そのため、具体的には、リンクが多いページはそれだけ優れたコンテンツを持っていると考えるのである。リンクという民意のみに応じてランク付けをするから、「民主主義」である。我々は、この「ウェブ上での民主主義」という考え方を応用し、ウェブ上において国民に意見を問ひ、民意を反映した業種選択の方法を提案する。

まず、今回提案する内容は全てウェブ上に開設されたページにおいて行う。これにより、コストを最低限まで削減することができ、低コストで実現することができる。具体的にはどれ程削減できるのかというと、例えば平成 22 年 10 月に行われた国政調査が行われたが、総務省統計局によると実施経費は約 640 億円であった。国政調査員が約 70 万人、国勢調査指導員が約 10 万人動員され、640 億円のうち、7 割から 8 割が人件費であった。ネットを使ったシステムを利用すれば、この人件費はほぼ削減することができる。

この提案のテーマは「中立的で透明性があり、民主的である」というものである。簡単に言えば、国民の投票により、どの業種が成長業種かを決定する方式である。しかし、ただ投票してもらうだけでは、能力の問題、責任感の問題、インセンティブの問題といった、3つの問題がある。

詳しくは後述するが、そこでそれらの問題を解決するために、まずこの政策に参加したいとする国民をフィルターとしての試験とアンケートにより選抜する。この試験により能力の問題を、アンケートにより責任感の問題を解決する。参加は強制ではなく国民の任意である。そして選抜された有識者の投票により、選択業種を決定する。その後、日本銀行から銀行へお金の貸出を行い、銀行から選択された業種の企業へと貸出する。また、投票してもらった有識者に日本銀行から見返りを与える。これによりインセンティブの問題を解決する。年齢制限はなく、誰でも参加することができる。

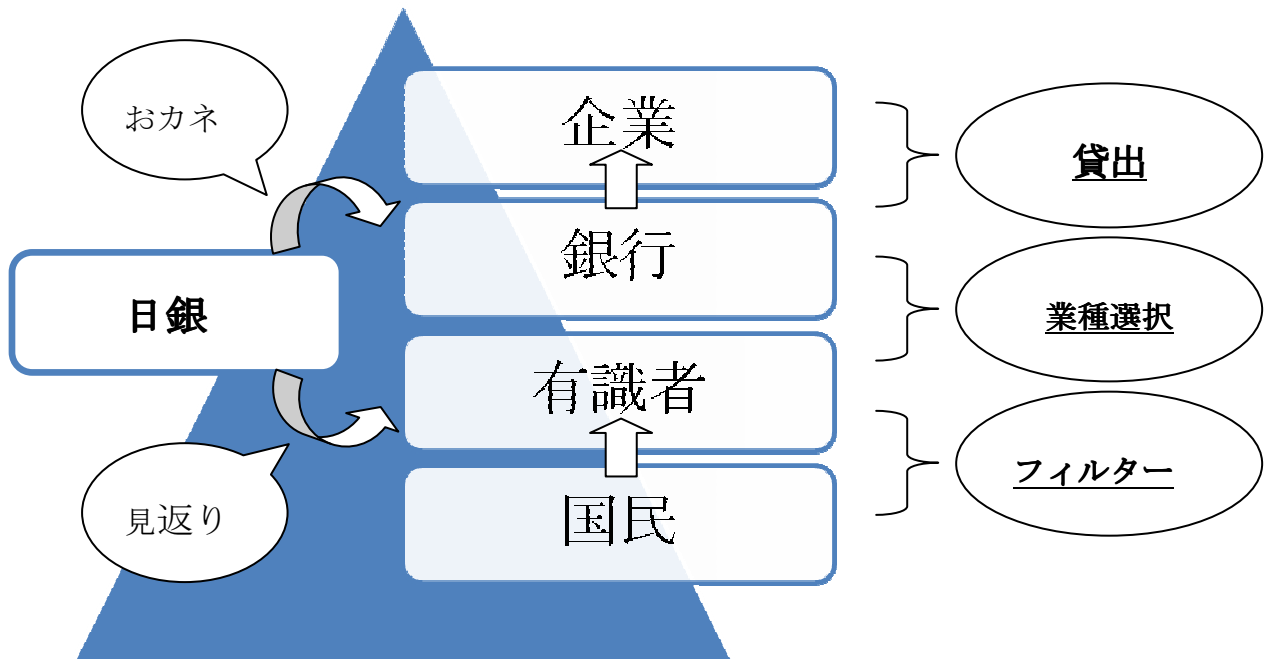


図 6-1 提案のイメージ図 出典：筆者作成

第2項 フィルターについて

フィルターには試験とアンケートの二種類を用いて、双方の結果を総合して有識者の選抜を行う。

「試験」というフィルターを設ける目的は、判断能力についての問題を解決するためである。一般の人々の中にはどの業種が成長業種なのか、知識がないためにわからない人々がたくさんいる。国民全員に投票させてしまうと、どれが成長業種でどれが成長業種ではないかわからないために、正しい判断がなされずに不適当な業種へと票が大量に入ってしまう。その問題を解決するために試験を設ける。

「アンケート」というフィルターを目的は、責任感の問題を解決するためである。知識だけあっても、国民の代表として選ばれたのにも関わらず、十分な考慮をせずにいい加減に投票をする人々がいるかもしれない。それでは、せっかく試験を受けてもらい、国民を選抜し

た意味がない。そこで、試験と共にアンケートを設け、やる気や熱意についてチェックする。それによって、責任感の問題を解決する。

試験とアンケートの順序としては、まず試験を受けてもらい、見事突破した人々に、次にアンケートに回答してもらおう。そのアンケートで責任感について問題ないと判断された人々を有識者と認め、投票権を与えることとする。

試験を受けるために年齢制限はなく、誰でも自由に参加することが可能である。子どもであっても、知識とやる気があればフィルターを突破することが可能であるし、逆に、大人であっても知識とやる気が伴っていない場合、フィルターを突破することはできない。

最終的に選ばれる有識者の人数は、参加者の人数に応じて決定する。試験はどの程度の難易度になるかは未定のため、基準点なども未定である。ただし、我々の提案ではネットで全ての試験を行うために、いくら人数が増えてもコストはそれほど増えない。その点を利用し、多様な意見を反映させるためにも、できる限り多くの人数を採用することが考えられる。

第3項 試験について

この試験は、成長業種への投票をするにあたり、判断を下すために十分な知識が伴っているかを調査するために行う。主に、今回の成長基盤貸出制度や金融についての知識を問う。形式は○×もしくは四択式にし、チェックをつけるだけで解答できるものとする。問題数は50問程度である。

ここで問題になることは、一体誰が問題を作成するのかということである。我々の提案では「中立的、透明性、民主的」という3つがテーマになっている。問題作成を日銀が選んだ専門家に委託することも考えられるが、それでは上記のテーマが達成できない。

そこで、問題作成も国民が行うことにし、国民に問題を考えてもらい、投稿してもらおう。一人につき投稿できる問題は、3問までとする。3問までと制限をつけるのは、もしも一人で何十問も投稿し、それがほとんど全て採用されてしまう場合が考えられるからである。その当人が試験を受けた場合、既に知っている問題ばかりになり、不公平が生じてしまう。それを防ぐために、一人につき投稿できる問題は、3問までとする。

また、問題を採用するかしないかを特定の人物に決めさせては民主的でなくなってしまう。そこで、ここでも「ウェブ上の民主主義」考え方を応用させた手段を導入する。つまり、投稿された数が多い問題から採用していく。これによって、特定の人物に依存しないで問題作成を行うことが可能となる。

試験を行うと、先に受けた人々がネット上で問題を流出させることも考えられる。その対策の一つとして、なるべく多くの問題を採用し、制限時間を設け、毎回ランダムで違う問題が出るように工夫する。

第4項 アンケートについて

これは、知識力、理解度を問う試験に加えて、責任感の問題を解決するために、業種選択に対しての意欲を確かめることを目的に実施する。

このアンケートでは、「潜在的連合テスト (Implicit Association Test、通称「IAT テスト」)」を用いることを提案する。「IAT テスト」とは、1995年頃から心理学の世界で脚光を浴び始めた手法であり、自己申告式の心理テストとは違い、パソコン上に次々に表れる単語を関連付けていき、その結果によって自分でも感じるができない、潜在的な意識を測ることができるというものである。

日本版 IAT テストのホームページより説明を引用する。

人々が「心の中にあるもの」をいつも語っているわけではないことはよく知られています。また、「心の中にあるもの」を正確に知り得ているかどうかも疑わしいことです。「しようとしなさいこと」とそれが「できないこと」との区分は、意識的に他者から何かを隠していることと、意識せずにあなた自身から何かを隠されていることの違いと似ています。潜在的連合テスト (IAT) は、この両タイプ隠蔽を見破ることを可能にします。IAT では、人々が報告しようとはしないか、あるいは、報告することができない潜在的な態度や信念を測定します。

我々の提案は、これを応用し、成長基盤貸出制度の対象業種選択への潜在的意識を測るという方式である。結果を何段階かに分類し、基準以下の人々には投票権は与えないこととする。

ただし、今回のような政策に対する貢献に意欲を持つかどうかといった潜在的態度や信念を測った先行事例は今のところないため、実施するには実際に実験を行い、データを集める必要がある。また、潜在的な態度、信念を測る力を持つ IAT テストを用いることが、倫理という点において許されることなのだろうかという問題点も、IAT テストには含まれている。この点については、事前に了承の上でテストを受けてもらうといった配慮が必要である。

第5項 インセンティブについて

この提案への見返りとして、参加者に何かを与えるのはインセンティブの問題を解決するためである。この提案は、参加してくれる人々が少なくでは成り立たない。参加者は多ければ多いほどベターだが、国民が自分にとって利益が少ないにも関わらず、積極的に参加するとは考えにくい。有識者として選出されれば、自分の知識や意欲が認められることになるため、参加しようと考えたり、今の日本をよりよくしたいとか、政策に興味を持ったため参加したい、という人々もいるかもしれないが、それだけでは多くの参加者は見込めない。

そこで、この政策が実行されたときには、インセンティブとして参加者に何か見返りを与えることを提案する。具体的内容としては、投票をしてもらった有権者の名前を、今回の政策への協力者として日本銀行のホームページへ載せるのである。ただし、逆に名前を公表されるのを嫌う人もいるため、公表は希望制にし、ニックネームも可とする。さらに、これも希望制だが、投票をしてくれた有権者へ日本銀行から感謝状を送るのである。これらは、ほとんど費用がかからないため、実施しやすいものと思われる。

また、この見返りが大きな効力をもたらすためにも、この提案を実行する時には、ちょうど現在の地上デジタル移行の様に、CM などの広告を利用して全ての国民に知られるようにしなければならないものと思われる。

第6項 投票について

ここでは、有権者に選出された人々が実際に投票する際の手続きについて、詳しく述べる。

投票は、業種の区分をあらかじめ決めておき、実際に投票者に成長業種だと判断した業種の名前を打って入力してもらう。チェックで選択する形式にすると、どうしても全ての業種を網羅できないため、「その他」の項目を作らなければならなくなる。しかし、「その他」という選択肢は極めて曖昧であり、投票者が具体的にどのような業種に票を投じたかわからない。また、「その他」が大量に票を獲得してしまえば、この提案の意味がなくなっ

てしまう。そのため、無効票が出てきてしまう可能性もあるが、多様な意見をできるだけ具体的に反映させるためにも、タイピングして入力してもらう形式をとることとする。

第2節 課題

ここまで我々の提案について述べてきたが、この提案は完璧なものではなく、まだまだ多くの課題がある。ここでは、実現するにあたり考えられる主要な課題について述べる。

第1項 デジタルディバイド問題

この問題は、ITを使った提案には不可避なものではある。というのは、高齢者など、パソコンに不慣れであったり、ネットができる環境のない人々が存在するからである。こういった人々は、この提案に参加したくても参加することができない。この問題を解決するため、ネット環境にない人やパソコンに不慣れな人には、役所や図書館などの公共施設行くことを勧めるようにする。その公共施設の職員には、あらかじめ参加の方法を心得てもらい、訪ねてきた人々に指導してもらうようにするのである。これによりある程度の問題は、解決されると思われるが、全国の公共施設でそれを可能にするためには相当なコストがかかるし、これでデジタルディバイドの問題が完全に解決されるとも言えない。

第2項 セキュリティ問題

この問題も、ITを使う上では避けられない問題であるが、実際に参加するためにパソコンに向かっている人物と、答えている名義の人物が同一かという問題である。個人確認を行うために、生年月日などの個人情報を入力してもらうといったことは当然だが、「有識者に選ばれたいが自分は試験に解答する知識がない」といった人物が、友人に委託して代わりに解答させるかもしれない。こういったことを防ぐことは、極めて困難である。しかし、最近ではタイピングのくせや特徴から、なりすましを見破るソフトの開発も進んでおり、そうした最新のツールを最大限に利用して、できる限りのセキュリティ対策をすべきと思われる。

おわりに

以上、新貸出制度の概要と狙いから、その背景にある経済状況や新貸出制度に対する批判などをみた後、我々の提案を述べた。この新貸出制度は、現在、すでに始められているものであり、問題をはらみながらも実行されている。このため、将来にどのような影響を及ぼすかといったことは明らかでなく、できるだけ早く、我々の提案を実現することによって、この政策が少しでも改善されればと期待している。

以上

先行論文・参考文献・データ出典

《参考文献》

- 梅田望夫 (2006) 『ウェブ進化論』 ちくま新書
小野善康/吉川洋 (1999) 『経済政策の正しい考え方』 東洋経済新報社
金本久雄 (1996) 『ケインズは本当に死んだのか』 日本経済研究センター
清水功哉 (2004) 『日銀はこうして金融政策を決めている』 日本経済新聞社
上念司 (2010) 『「日銀貴族」が国を滅ぼす』 光文社新書
大佐正之 (1989) 『産業・貿易振興と金融政策』 東洋経済新報社
滝沢秀樹 (1979) 『繭と生糸の近代史』 教育社
日本銀行 (1982～85) 『日本銀行百年史』 第1巻～第5巻、日本銀行
日本銀行 (1986) 『日本銀行百年史 資料編』 日本銀行
藤井光男 (1987) 『戦間期日本繊維産業海岸進出史の研究』 ミネルヴァ書房、
N・グレゴリー・マンキュー (2005) 『マンキュー経済学ミクロ・マクロ編』 東洋経済新報社
白川方明「白川総裁インタビュー」(2010)『週刊東洋経済 4月17日号』東洋経済新報社、
114頁～119頁
朝日新聞、2010年6月16日、3頁
日本経済新聞、2010年5月1日、5頁
日本経済新聞、2010年6月16日、5頁
日本経済新聞、2010年6月24日、5頁
日本経済新聞、2010年7月9日、1頁
読売新聞、2010年6月15日、9項
読売新聞、2010年6月16日、2項

《データ出典》最終情報確認日 2010年11月9日

- 『日本銀行 HP』 (<http://www.boj.or.jp/>)
『内閣府 HP』 (<http://www.cao.go.jp/>)
『総務省 HP』 (<http://www.soumu.go.jp/>)
『IAT テスト HP』 (<https://implicit.harvard.edu/implicit/japan/>)